

日本保健福祉学会 学会賞について

■ 日本保健福祉学会賞は、当該年度に「日本保健福祉学会誌」に掲載された論文で、特に優秀な論文（優秀論文賞）と、「日本保健福祉学会学術集会」に採択された演題で、特に優秀な発表（学会発表賞）に授与される賞である。

優秀論文賞規程

2012年4月1日 制定

1. 本賞は、当該年度に学会誌『日本保健福祉学会誌』に発表された全論文のうち、特に優秀な論文に対して与えるものである。ただし年度とは4月1日から翌年3月31日までをさす。
2. 本賞は「日本保健福祉学会優秀論文賞」と称する。
3. 本賞の選考のために、優秀論文賞選考委員会を設ける。
4. 選考委員会は、次の委員で組織する。
 - 1) 『日本保健福祉学会誌』編集委員会委員長
 - 2) 『日本保健福祉学会誌』編集委員
5. ただし、当該年度に選考対象となる者は委員に含めないものとする。
6. 選考基準および選考方法は別に定める。
7. 受賞者の氏名および論文題目は、次年度の学術集会において発表し、日本保健福祉学会誌に掲載する。受賞者がいない場合はその旨を公表する。

附則

本規程は2012年度に発表された論文から適用する。

優秀学会発表賞規程

2012年4月1日 制定

1. 本賞は、当該年度の『日本保健福祉学会学術集会』に採択された演題のうち、特に優秀な発表に対して与えるものである。
2. 本賞は「日本保健福祉学会優秀学会発表賞」と称する。
3. 選考基準および選考方法は、当該年度の学術集会会長に一任する。
4. 受賞者の氏名および演題は、当該年度の学術集会において発表し、日本保健福祉学会誌に学術集会会長の講評とともに掲載する。受賞者がいない場合はその旨を公表する。

附則

本規程は2012年度の発表から適用する。

優秀論文賞選考細則

2012年4月1日 制定

1. 本細則は、優秀論文賞規程第6条に基づき、日本保健福祉学会賞の選考基準および選考方法を定めるものである。
2. 論文の選考は第一次選考、第二次選考、及び最終選考からなる。
3. 第一次選考においては、第1条に規程する論文の中から、各委員が1編を選び理由を附して推薦する。
4. 第二次選考においては、各委員が次の観点から順位を付ける。
 - 1) 成果の学界への貢献度
 - 2) 成果の保健福祉実践への貢献度
5. 順位は観点ごとに1位から3位まで付けるものとし、同順位は認めない。なお、上記1)については、論文展開の論理および研究推進の方法・技術についても十分考慮するものとする。上記2)については、実践と直接かかわらない論文についても、広く保健福祉全般への寄与という観点から評価するものとする。
6. 第二次選考の結果は、観点ごとに1位を3点、2位を2点、3位を1点、それ以外を0点と得点化したうえで、論文ごとに「観点別の得点の平均」を算出し、これを一覧表にする。
7. 最終選考においては、観点別の得点の平均が1位と2位の論文を審議の対象とする。
8. 最終選考においては、多数決をもって受賞論文を決定する。
9. 受賞がないと決定した場合は、その年度の授賞は行わない。